

津久井やまゆり園事件について

公益社団法人日本社会福祉士会は、人々の尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

報道等によれば、3月30日、相模原市の知的障害者施設「津久井やまゆり園」で入所者ら45人が殺傷された事件で、横浜地方裁判所の裁判員裁判で死刑判決を受けた元職員である植松聖被告が弁護人による控訴を取り下げたとのこと。同日が控訴期限であったことから、高等裁判所や最高裁判所の判断を待たずに死刑が確定しました。

判決によれば、植松被告は、2016年7月26日未明、利用者43名に対しては、殺意をもって包丁で突き刺すなどし、19名を殺害し、24名に傷害を負わせ、夜勤職員5名に対しては、その身体を拘束するなどし、2名に傷害を負わせました。

動機については、「意思疎通ができないと考える重度障害者は不幸であり、その家族や周囲も不幸にする不要な存在であるところ、自分が重度障害者を殺害することによって不幸が減り、重度障害者が不要であるという自分の考えに賛同が得られ、重度障害者を「安楽死」させる社会が実現し、重度障害者に使われていた金を他に使えるようになるなどして世界平和につながり、このような考えを示した自分は先駆者になることができる」ということを犯行動機として判断しました。

公判では、事件当時の刑事責任能力の有無や程度が争点になったが、判決では、「大麻又はこれに関係する何らかの精神障害の影響があったとはうかがわれず、動機の形成過程を踏まえても酌量の余地は全くなく、厳しい非難は免れない」とし、求刑通り死刑とされました。私たちは、この事件を決して風化させたり、忘れたりしてはなりません。

植松被告は、この裁判を通して、自らの主張を繰り返し、後悔や反省について語られることなく、また、ネット上では、それを支持する投稿が散見されます。そして、これまでの裁判の経緯に対し、医療関係者や社会福祉関係者等からは、この事件が、社会的問題としてではなく個人の問題として取り扱われてきたこと、再発を防止する取組みを今後どのようにしていくのが等閑にされたままで裁判が終結したことについて問題点が指摘されています。

私たちの中の差別意識は、目に見えず、気づきにくいものです。私たちは、無意識の差別や偏見も認めた上で、それらを振り返り、向き合い、そして、なくす取組が必要であり、このような事件が二度と起きないように、社会全体で取り組んでいく必要があります。

まず、私たちは、生産性と効率性に偏重した社会構造が人間を決して豊かにしないことを確認する必要があります。そして、基本的人権は、生産性と効率性に関係なく、すべて

の人びとに尊重されるべきものであることの共通理解を敷衍していかなければなりません。

このような認識を社会に押し広げていくために、個人・集団・地域・社会に働きかけていく職務を担うものの1人が社会福祉士です。このような時勢であればこそ、私たち社会福祉士は、人びとの社会的権利を擁護し、多様性の尊重された社会構築に寄与する職責のあることを今一度肝に銘じておく必要があります。日本社会福祉士会は、そのような社会福祉士による実践を促進するとともにその育成に対しより一層尽力する所存です。

日本社会福祉士会は、都道府県社会福祉士会との連携を通じて、障害のあるなしにかかわらず、それぞれの地域において、そこで暮らす人々が他者への信頼を基盤として安全・安心に、生きることができる社会の実現に向け、差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざし、取組を進めてまいります。

2020年4月6日

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久